

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成29年11月及び同年12月に実施した平成29年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成30年1月26日

山形県監査委員 伊 藤 重 成
 山形県監査委員 鈴 木 孝
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関45箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
水産試験場	平成29年11月21日	鈴木委員	武田委員
鶴岡工業高等学校	平成29年11月21日	鈴木委員	武田委員
鶴岡中央高等学校	平成29年11月21日	鈴木委員	武田委員
加茂水産高等学校	平成29年11月21日	鈴木委員	武田委員
鶴岡警察署	平成29年11月21日	鈴木委員	武田委員
最上学園	平成29年11月21日	伊藤委員	加藤委員
最上教育事務所	平成29年11月21日	伊藤委員	加藤委員
新庄南高等学校	平成29年11月21日	伊藤委員	加藤委員
新庄養護学校	平成29年11月21日	伊藤委員	加藤委員
新庄警察署	平成29年11月21日	伊藤委員	加藤委員
産業技術短期大学校庄内校	平成29年11月22日	鈴木委員	武田委員
庄内職業能力開発センター	平成29年11月22日	鈴木委員	武田委員
庄内総合高等学校	平成29年11月22日	鈴木委員	武田委員
酒田西高等学校	平成29年11月22日	鈴木委員	武田委員
遊佐高等学校	平成29年11月22日	鈴木委員	武田委員
酒田警察署	平成29年11月22日	鈴木委員	武田委員
消防学校	平成29年11月22日	伊藤委員	加藤委員
工業技術センター庄内試験場	平成29年11月22日	伊藤委員	加藤委員
庄内空港事務所	平成29年11月22日	伊藤委員	加藤委員
庄内教育事務所	平成29年11月22日	伊藤委員	加藤委員
酒田光陵高等学校	平成29年11月22日	伊藤委員	加藤委員
新庄神室産業高等学校	平成29年11月27日	鈴木委員	武田委員
鶴岡養護学校	平成29年11月27日	鈴木委員	武田委員
鳥海学園	平成29年11月27日	伊藤委員	加藤委員
金峰少年自然の家	平成29年12月12日	鈴木委員	武田委員
飯豊少年自然の家	平成29年12月12日	鈴木委員	武田委員
新庄北高等学校	平成29年12月12日	鈴木委員	武田委員

鶴岡南高等学校	平成29年12月12日	鈴木委員	武田委員
鶴岡北高等学校	平成29年12月12日	鈴木委員	武田委員
酒田特別支援学校	平成29年12月12日	鈴木委員	武田委員
小国警察署	平成29年12月12日	鈴木委員	武田委員
神室少年自然の家	平成29年12月12日	伊藤委員	加藤委員
庄内農業高等学校	平成29年12月12日	伊藤委員	加藤委員
酒田東高等学校	平成29年12月12日	伊藤委員	加藤委員
鶴岡高等養護学校	平成29年12月12日	伊藤委員	加藤委員
庄内警察署	平成29年12月12日	伊藤委員	加藤委員
庄内食肉衛生検査所	平成29年12月21日	鈴木委員	武田委員
庄内児童相談所	平成29年12月21日	鈴木委員	武田委員
鶴岡乳児院	平成29年12月21日	鈴木委員	武田委員
こども医療療育センター庄内支所	平成29年12月21日	鈴木委員	武田委員
知的障がい者更生相談所庄内支所	平成29年12月21日	鈴木委員	武田委員
やまなみ学園	平成29年12月21日	伊藤委員	加藤委員
工業技術センター置賜試験場	平成29年12月21日	伊藤委員	加藤委員
長井工業高等学校	平成29年12月21日	伊藤委員	加藤委員
小国高等学校	平成29年12月21日	伊藤委員	加藤委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収 入

(イ) 調定手続が調定をすべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(産業技術短期大学校庄内校、酒田東高等学校)

ロ 支 出

(イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(庄内総合高等学校、酒田特別支援学校、長井工業高等学校、小国警察署)

(ロ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。(酒田特別支援学校、新庄北高等学校)

(ハ) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったものがある。(鶴岡養護学校)

(ニ) 支出額を誤ったものがある。(庄内空港事務所)

(ホ) 期末手当及び勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給又は返納を要するものがある。(庄内教育事務所、鶴岡南高等学校、新庄南高等学校)

ハ 財 産

(イ) 知事の承認を受けずに、指定物品の不用決定を行ったものがある。(産業技術短期大学校庄内校)